

規制改革ホットライン提案事項と検討結果(自動車の封印の見直し)

受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
							制度の現状	該当法令等	措置の分類	措置の概要(対応策)
27年 10月31日	27年 11月18日	27年 12月15日	自動車の登録制度の問題と改善について	<p>・封印制度の無駄と経済的損失 道路運送車両法により、自動車の登録車については封印を取り付けないと公道を走行できないことになっております。法律の目的は、財産としての車を保護する所有権の公証と防犯にあると思いますが、車は法律から制定された時代よりはるかに普及して財産というよりは日常生活に欠かせない必需品となっていますし、防犯という点から考えても技術の凄まじい進歩は新たな防犯装置を可能にしていますので封印が果たしてきた役割は終わっていると考えます。 封印のために運輸支局や出張封印場に車を移動しなければならないことによる燃料、時間等の経済的損失、封印があるための出張封印場の設置、複雑な手続き等による行政上の無駄が発生し、その負担が車を使用するユーザーの負担となっています。 販売台数の4割にもなろうとしている軽自動車には封印は義務づけられていませんが、何ら社会的問題になることは発生していません。封印を廃止すべきと考えます。</p>	行政書士法人自動車登録センター新潟	警察庁 国土交通省	<p>登録自動車については、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第4条の規定に基づき、自動車登録ファイルに登録を受けることにより自動車の所有権の公証を行っており、登録されている旨を明らかにするため、法第11条の規定に基づき、自動車登録番号標を自動車に取り付けた上、封印の取付けを受けなければならないとしています。このように登録自動車は、封印の取付けにより自動車登録番号標の取り外しが防止され、所有権の公証がされている登録自動車と、各種の行政目的のために自動車を特定する自動車登録番号標の真正な関係が確保されています。一方、軽自動車は登録自動車と比べて一般的に財産的価値が低く、国による所有権の公証を行う必要性が乏しいと考えられることから、上記の登録の対象となっておらず、封印の取付けも求めておりません。 また、封印の取付けは、法第28条の3第1項の規定により、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第13条に定める封印の取付けを行うことが登録自動車の所有者の利便を増進するものであること等の要件を備えるものに委託をすることができるとしており、運輸支局や出張封印場のみならず、委託を受けた自動車ディーラー等の事業場においても封印の取付けが行われており、ユーザーの負担が過度なものとならないように配慮しています。</p>	道路運送車両法第11条、第28条の3、道路運送車両法施行規則第8条、第12条、第13条、第14条、第15条、第15条の2、第15条の3、第15条の4	対応不可	<p>制度の現状に記載したとおり、封印の取付けが行われない場合、自動車登録ファイルに登録を受けて所有権の公証がされている自動車と、各種の行政目的のために自動車を特定しようとする自動車登録番号標との真正な関係を確保できなくなるため、ご提案の内容に対応することは困難と考えます。</p>